

経済産業大臣 世耕 弘成 殿  
原子力規制委員長 更田 豊志 殿  
茨城県知事 大井川 和彦 殿

パルシステム生活協同組合連合会  
代表理事 理事長 石田 敦史

## 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の再稼働に向けた手続きへの意見

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります。」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。私たちの事業エリア内で発生した2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故では、津波により複数の安全設備が同時に機能を喪失し、大量の放射性物質が放出されました。最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、震災関連死により亡くなられた方は福島県で2,227人と他都県と比較して突出しており、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、多くの人々の生命やくらしに甚大な影響が及んでいます。

茨城県東海村の日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する審査書案（以下「審査書案」）が2018年7月5日に公示されました。

私たちは茨城県内をはじめ関東甲信越、東北、東海エリアで活動し、また、食の安全や環境保全型農業を国内全国の生産者と連携し取り組んでいます。これ以上、原子力災害による被害が繰り返されることは到底受け入れ難く、現在進行中の再稼働に向けた手続きに対して反対します。

### 1. 国民からの多角的な意見を募集し、再稼働可否の判断に反映させてください。

東京電力福島第一原子力発電所事故による物理的・社会的な影響は県境を越えて拡大しており、原子力発電所の安全性の確保は立地・周辺自治体にとどまらない国民全体の懸念事項です。しかし、現在の再稼働に向けた手続きの中で募集される国民の意見は、発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する「科学的・技術的意見」に限られており、現行制度における想定自体の是非や再稼働への社会的受容性などは対象とされていません。再稼働判断に向けたプロセスを見直し、多角的な観点で広く国民の意見を募って可否判断へと反映させるようにしてください。

### 2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して原子力施設の耐久性を確保するべきです。

審査書案における「V大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（478ページ）では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみの評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。このような懸念に対し、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」では「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、原子力施設の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に重大な影響を及ぼすことから、原子力施設の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保するべきです。

### 3. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価するべきです。

自然現象に対する原子力発電所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています（91ページなど）。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪や2018年7月の西日本豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象が近年では毎年のように発生しています。このような自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や発電所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。東京電力福島第一原子力発電所事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価するべきです。

#### 4. 全ての立地・周辺自治体における避難計画の策定とその実効性の検証が不可欠です。

原子力発電所の新規制基準が依拠する「深層防護」の概念には、万一の際に備えた避難計画の策定が位置付けられています。しかし現行制度では避難計画の策定は各自治体の責任とされ、その内容が第三者機関により検証されることはありません。日本原子力発電東海第二発電所では、原子力災害対策指針で避難計画の策定が求められている30km圏内の14市町村のうち2018年7月現在で策定が完了しているのは3市にすぎず、策定済みの避難計画も複合災害発生時の実行可能性が十分に考慮されたものではありません。避難計画が原子力防災上の不可欠な要素であること、原子力災害が発生する場合にはその原因となる大規模災害が発生・継続している可能性が高いことに鑑み、全ての立地・周辺自治体で避難計画が策定されその実効性が検証されない限りは再稼働を進めることは許されません。

#### 5. 原子力安全協定の範囲を拡大し、立地・周辺自治体住民の意思を尊重してください。

原子力災害が発生した際に最大の影響を被るのは近隣地域の住民であり、立地・周辺自治体の意思に反して再稼働の判断を進めることは許容されるものではありません。日本原子力発電東海第二発電所では2018年3月に事前了解権を含む原子力安全協定が周辺5市にも拡大されましたが、事前了解権は少なくとも原子力災害時に大きな被害を受けるおそれのある避難計画策定自治体の全てに拡大されるべきです。事前了解権を含む原子力安全協定をさらに拡大し、再稼働の判断において立地・周辺自治体の住民の意思を尊重するよう求めます。

以上